

第75回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成23年6月7日（火）
招集場所	米子市役所402会議室
会議	午後1時30分
出席委員	1番 石橋 明広 2番 福田 司 3番 田中 正昭 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男 6番 安田 浩 7番 松原 幹人 8番 隠樹 赳 9番 森中 喜輝 10番 角田 忠雄 11番 林原 成子 12番 遠藤 泰三 13番 松林 貢 14番 井田 正 15番 唐来 新市 16番 竹中 忠美 17番 倉敷 敏成（部会長）
欠席委員	なし
事務局	田村事務局長 大許農務係長 宅和主幹 道下主幹
日程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議席の決定 4 議事録署名委員の指名 5 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第10号 農業委員会のおっせんに基づく農地の交換申立について イ 第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について オ 第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について カ 第15号 米子市農用地利用集積計画の決定について

6 報告事項

- (1) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 県農業会議員の事務報告
- (6) その他

開 会 午後 1 時 3 0 分

(農地法各条申請地調査)

議長 (倉敷委員)

そういたしますと、現地調査に引き続き第 7 5 回農地部会を開催いたします。現地調査、皆さん、ごくろうさんでした。

そういたしますと、最初に、議席の決定について、米子市農業委員会農地部会会議規則第 7 条の規程により議席の決定を行います。議席は、議長において指定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

ご異議なしということで、6 月 2 日の互選会で選任されました田中正昭委員の議席番号を 3 番とすることに決定いたします。

次に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

それでは、議席番号 6 番の安田浩委員と議席番号 7 番の松原幹人委員にお願いしたいと思います。

また、今日の欠席者はございません。

それでは審議に入ります。初めに 3 ページの議案第 10 号をお願いいたします。

農業委員会のあるに基づく農地の交換申立てについて、下記交換あっせん申立書について、農業委員等に関する法律第 6 条第 2 項第 2 号の規定による交換あっせんをしたいので審議を求めます。4 ページの番号 3 について、事務局から説明してください。

事務局（道下主幹）

番号 3 のあっせん交換申し立てについて説明をいたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、離れている農地を耕作しやすい形状にまとめるために、農地交換のあっせんで申し立てられたものです。

交換相手の一人が、農地法 3 条の下限面積要件を満たしておりますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われます。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただいま、番号 3 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、あっせんするものといたします。

続きまして 5 ページの議案第 11 号をお願いいたします。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

6 ページ、番号 17 の彦名町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号 17 の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が規模拡大のため、現在借受けている農地を売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は 73 a となります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

6番（安田委員）

戦前より地主の方は、おられた方であり、小作人のほうもずっと耕作しておられ、問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号18の諏訪について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号18の諏訪について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が規模拡大のため、現在借受けている農地を売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は636aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

12番（遠藤委員）

番号18番でございますが、譲受け人が、規模拡大のため、現在借り受けて耕作している農地1,930㎡を売買により取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号19と20の今在家についてですが、さきほどあっせん議案にもございました。関連ですので一括して審議したいとおもいます。事務局から説明をお願いします。

事務局(道下主幹)

番号19と20の今在家について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は農地交換の案件です。耕作の利便を向上させるために、お互いの農地を交換しようとするものです。

交換後の経営面積は32aと75aで変わりありません。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長(倉敷委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

7番(松原委員)

ただいま、事務局の方から説明がありましたが、隣接している農地ですので、耕作しやすくなるということで交換するものです。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長(倉敷委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号21の河岡について事務局から説明をお願いします。

事務局(道下主幹)

番号21の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が自作地の隣接農地を売買により取得し

ようとするものです。

取得後の経営面積は 105 a です。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2 番（福田委員）

ただいま事務局の方から説明したとおりですが、ちょうどこの場所は、譲受人の自宅のすぐ裏の場所です。まったく問題ありません。地元委員は、船岡委員ですが、船岡委員もまったく問題ないのでよろしくということでしたのでよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7 ページ、番号 2 2 の古市について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号 2 2 の古市について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自作地に隣接する農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 62 a となります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13 番（松林委員）

ただいま、事務局が言われたとおりです。申請者は、兄弟です。譲渡人がお姉さんで、そういう関係で今回、贈与するとうことです。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

それでは7ページから8ページの番号23、石井について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号23の石井について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人がこれまで譲渡人の世帯員として耕作してきた農地を贈与により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は108aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（松林委員）

いま、事務局の説明のとおりでございまして、全部を回ったところ、田及び畑が適正に耕作してあることを確認しましたので、よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

4番（高西委員）

これは、生前贈与ですか。

13番（松林委員）

そう、生前贈与です。

議長（倉敷委員）

ほかに何か、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、9ページ、番号24の淀江町福岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局(道下主幹)

番号24の淀江町福岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、規模拡大のため、農地を贈与により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は92aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長(倉敷委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番(唐来委員)

ただいま事務局が説明されたとおりですが、親族所有の農地864㎡を贈与により取得しようとするものです。申請者は、兄弟です。譲渡人は山口のほうに住んでおり、農地は必要ないので贈与するというものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長(倉敷委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号25の上福原ですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

(議長交代)

議長(石橋委員)

それでは番号25、上福原について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(道下主幹)

番号25の上福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、規模拡大のため、自宅に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。

取得後の面積は32aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（倉敷委員）

議案のとおりでございまして、このごろ家に行って村尾さんと出会い話を聞いて来ました。自分の宅地の隣の農地、96㎡を取得し、家庭菜園として耕作するというものです。譲渡人の希望価格で買収したということです。許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代）

議長（倉敷委員）

次に、10ページの議案第12号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第3条第1項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

11ページ、番号1淀江町平岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号1の淀江町平岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため、自作地の隣接農地を贈与により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は100aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（唐来委員）

事務局の説明のとおりでして、譲渡人は西尾原、譲受人は境ですが、譲受人は、以前西尾原に住んでおられ、現在は境のほうに住んでおられます。自作地の隣接地、907㎡を取得しようとするものです。また、地元の本田委員からも問題がないのでよろしくということでしたので、よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

4番（高西委員）

ちょっと聞いてみるが、これは通勤農業をしているわけか。

15番（唐来委員）

通勤農業というか、元住んでおられた母屋は更地になっております。場所は西尾原の中ほどであります。農地は宝ヶ瀬団地のところですよ。

4番（高西委員）

本当に農業をされるのか。心配するのは、耕作されないと荒廃地になっていくもんで。

15番（唐来委員）

木嶋さんのところに行って、話しを聞いたところ贈与ということになっているが、自分が中学2年の時、父がなくなり自分の祖父と大谷の祖父とで話が出来ており、手続きがしてなかったものだそうです。現地に行ってみたところ、立派な畑とはいえない状態ですよ。

4番（高西委員）

たとえば、元屋敷にトラクターなどがあり、農業をされれば問題ないが、農業をされない懸念があったもので。

議長（倉敷委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして、12ページの議案第13号をお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

13ページ、番号3の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番(安田委員)

今日いちばんはじめに見ていただいたところです。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名の畑で面積は230㎡です。

申請者は、現在の車庫では、出入が難しく、車の台数も増えたので、車庫を改めて建設しようとするものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長(倉敷委員)

ただ今、番号3について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付することといたします。

続きまして14ページの議案第14号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

15ページ、番号14の河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番(隠樹委員)

14番の議案について説明します。

申請地は、河崎の畑、面積 175 m²及び田、面積 90 m²の合計 265 m²です。申請者家族 3 名で、富益町の実家に同居していますが、手狭になってきたことから、実家が近い河崎に住宅建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は 300m 以内に JR 河崎口駅があるため、第 3 種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号 1 4 について説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

4 番（高西委員）

ちょっと聞いてみるが、あのへんは 1 反が 21,274,716 円もするものか。

事務局（宅和主幹）

総額は 265 m²、563 万円ですが、1 反に変換すると、21,274,716 円になります。

議長（倉敷委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 1 5 の富益町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16 番（竹中委員）

それでは、1 5 番の議案について説明します。

富益町で計画されている、ピアベールの葬祭会館の案件で、面積は 2689.03 m²です。これは、先月の部会で、許可相当と決定いただきましたが、実は、申請地の北西側、約 1 6 m²ほどが実測したところ農用地区域にかかっていることが、実測により判明したため、この度、農用地区域にかからない形状と面積で再申請されたものです。転用することについて、問題ないと思われま

すので、再度審議をよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号15について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

6番（安田委員）

少し聞いてみますが、この畑は、長なりの畑ですか。うえした、米川・日本海側に、それとも米子・境よりに

16番（竹中委員）

米子・境より側です。道路から50mからはずれた部分も最初、申請に入っていたが、実測したら50mよりオーバーしており、その部分をカットして申請するというものです。

4番（高西委員）

ということは、わずかに残った部分については、農地として残るわけ。わかりやすく説明してくれ。

事務局（宅和主幹）

当初、申請した面積2,705㎡はその時は、図面上で農用地区域に入らないということで判断した申請であり、図面上50mに入らないということで事務局も判断し申請書を受けたところです。開発申請の段階で実測したところ道路より50mを約1mほど超えているということで、農林課より指摘があったものです。

4番（高西委員）

ようするに、筆数が1つの内に実測してみたら余計あったということか。あるいは面積が、少なくなったところは、最初に申請するときはそこを分筆していたのか。

事務局（宅和主幹）

1筆全体を申請しております。その中に1筆のうち一部が農振農用地に少し入っていたものです。

4番（高西委員）

現実にそんな細長い土地が残って、農地が農地として利用できない。それをどうするか。具体的に

事務局（宅和主幹）

開発せずに、いまのところ、その形状の農地で残す計画です。

4 番（高西委員）

少し残ったところは、耕作はできないのではないかと。法は守らなければならないが、もう少し柔軟に対応できないか。現実に残った土地と隣の土地が同一の所有者であれば耕作できるが。

事務局（宅和主幹）

一部 16 m²が残ります。現実には、水路に接して三角形の土地になります。約 1.5m と長さ約 20m の三角形の形状になります。

事務局（大許係長）

これだけ残しても耕作できないということで、事務局でも業主体のピアベールと協議しました。最初の状態で申請するには、農振除外を行い、その後転用申請する必要があります。ピアベールは農振除外をしてから転用すると期間がかかるので秋までに転用が間に合わないということで、農振部分を除外した部分でもって転用申請することになりました。残地部分については、地主には、保障するということでした。

4 番（高西委員）

残ったところは、後日、除外して、転用手続きをしてきちんとするように条件等をつける必要があるのではないかと。

事務局（大許係長）

委員会の中で、水路に接した帯みたいに細長い農地を残しても、農地として有効に利用できないので、残地部分についても後日、転用してきちんとしたほうが良いという意見を付して県に進達したい。

議長（倉敷委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

1 番（石橋委員）

こうゆう場合、分筆が必要ですか。

事務局（大許係長）

転用の場合、分筆して転用するのが、本則ですが、転用する部分の測量図を添付して申請することは可能です。

事務局としては、地目変更等のことを考えて、分筆してから転用するように指導しております。

9 番（森中委員）

これは、農振の問題だが、農振に入っているところを申請すること事体が、問題となっている。そのへんの事前のチェックについて、農林課もしていないのか。農振は大事なことであり、これについては、手続き上の問題として市役所全体で協議すべきだ。

議長（倉敷委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと、16㎡については、後日、除外して転用するようにとの意見を付して、進達することといたします。

続きまして、番号16の二本木について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（松原委員）

16番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、二本木の畑で面積は303㎡です。申請者は、申請地に隣接する土地に住んでおりますが、駐車スペースが少なく困っております。

このたび、隣接する祖父所有の農地を借りて、駐車場及び庭として整備しようとして計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号16について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号17の淀江町今津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番（唐来委員）

17番の議案について説明します。いちばん最後に、現地調査をしていただいたところです。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町今津の畑で面積は211㎡です。息子夫婦は佐陀のアパートに家族3人で暮らし

ています。妻の親の老後や農業を手伝うため、妻の実家近くの土地に住宅建築を計画されたものです。

実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号 17 について地元委員より説明がありました、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、17 ページ、議案第 15 号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求めます。

18 ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が 15 件ございます。

それでは、20 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 6-1 について、審議に入りいと思ひますが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である松林委員の退席を求めます。

（松林委員退席）

議長（倉敷委員）

そういたしますと、事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、24 筆 23,377 m²、畑に関するものが、33 筆 32,639 m²、ございます。番号 6-1 貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、210 a となっております。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただいま番号 6-1 について説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、決定いたします。審議を終了しましたので、松林委員の着席を求めます。

(松林委員着席)

議長(倉敷委員)

続きまして番号 6-2 から 25 ページ番号 6-15 まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局(大許係長)

続きまして、番号 6-2 は、再設定となっております。

番号 6-3 から番号 6-5 は、借り人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、236 a となっております。

番号 6-6 は、再設定でございます。

番号 6-7 は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、11 a となっております。

番号 6-8 は、経営移譲年金の受給のための設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、179 a となっております。

番号 6-9 から番号 6-12 までは、再設定でございます。

番号 6-13 から番号 6-14 は、借り人の要望による設定で解除条件付の契約となっており、設定後の経営面積は、120 a となっております。株式会社彩々(あやあや)は、松下食品の子会社として、生産した食材を松下食品で使用する計画です。

番号 6-15 は、借り人の要望による設定で営農計画書、解除条件付の契約となっており、設定後の経営面積は、16 a となっております。和田町の松本さんの特許を使用し茸の露地栽培をするものです。

議長(倉敷委員)

ただ今、事務局から番号 6-2 から番号 6-15 まで説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

4 番(高西委員)

6-7 の井川さんは親子だと思いが。なぜ、このような申請が出たのか。

事務局(大許係長)

親子です。土地所有者の息子さんは東京に住んでおられ、こちらにおられる井川さんが、農地を管理しておられますが、別世帯になっております。農業用倉庫を建てたいということですが、二本木地区は農家でないと農業用倉庫が建たないため利用権の設定をされ、農業用倉庫を建てられるものです。

1 番（石橋委員）

6-13 ですが、解除条件付とはどのような、条件か。

事務局（大許係長）

耕作を適正にされない場合に貸借を解除するものです。

議長（倉敷委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

28 ページ、（1）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号7から番号13までの7件を受理しております。

続きまして、30 ページ、（2）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号5の1件を受理しております。

続きまして、（3）非農地現況証明について、31 ページ、番号1から番号3までの3件を証明しております。

続きまして、32 ページ、（4）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、32 ページから33 ページのとおり2件、鳥取地方裁判所米子支部に回答しております。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

報告いたします。先月5月30日に開催された鳥取県農業会議におきまして当農業委員会より申請いたしました、5条4件すべて許可になっております。平成23年6月部会連絡事項の中にも有りますが、お手元の資料2「平成23年度全国農業委員会会長大

会の政策提案決議」は先月 26 日全国農業委員会会長大会で決議した資料です。これをもちまして県選出の国会議員に、政策提案決議の実現に向けて陳情に行ったところです。

議長（倉敷委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

（意見なしの声あり）

議長（倉敷委員）

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（大許係長）（事務局説明）

お手元の平成 23 年 6 月部会連絡事項をご覧ください。6 月 10 日に農業委員会総会を計画しています。議題は、「平成 22 年の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」、「平成 23 年の目標及びその達成に向けた活動計画について」でございます。次に配布資料といたしまして「とっとり農業会議情報」「平成 23 年度全国農業委員会会長大会の政策提案決議」をお配りしております。次に平成 23 年 7 月農地部会終了後解散部会を開催します。前にお願ひしていた、東北地方太平洋沖地震義援金を 5 月 20 日に全国農業会議所に送金しております。以上です。

議長（倉敷委員）

これを持ちまして、第 7 5 回農地部会を終了します。

閉 会 午後 4 時 5 分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

委 員

委 員